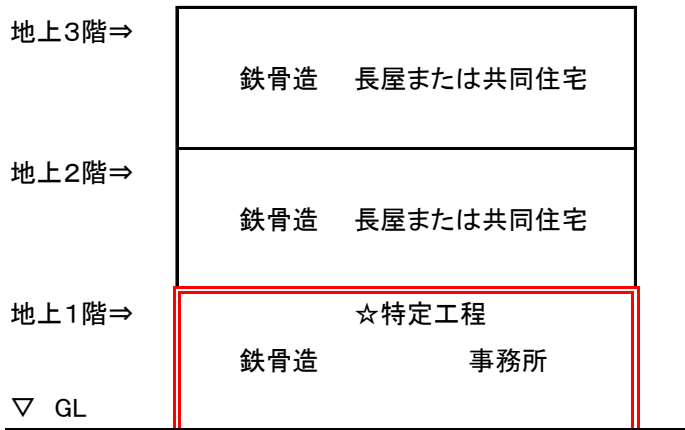


V 中間検査の対象判断等の例

■例01 図のようなビルを新築または改築する計画

⇒対象用途と非対象用途が混在するパターン



【条件設定：以下の諸元とした場合】

◎階数 3以上

◎構造 鉄骨造

◎用途 一の建築物として、
対象用途を一部有している
(鉄骨造で、長屋または共同住宅)

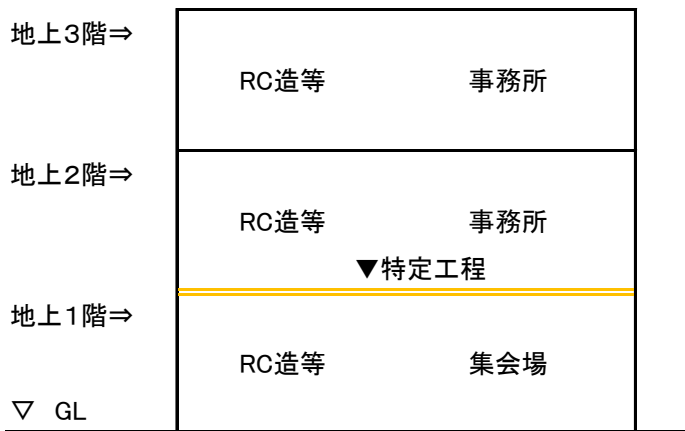
☆特定工程 1階の鉄骨その他の
構造部材の建て方がある

⇒中間検査の対象となります。

●考え方 【県・3市の告示】に該当します。

■例02 図のようなビルを新築または改築する計画

⇒対象用途と非対象用途が混在するパターン



【条件設定：以下の諸元とした場合】

◎階数 3以上

◎構造 RC造等

◎用途 一の建築物として、
対象用途を一部有している
(RC造等で、指定の特建用途)

▼特定工程 2階の床及びはりに関する
配筋やPC部材の取付け等がある

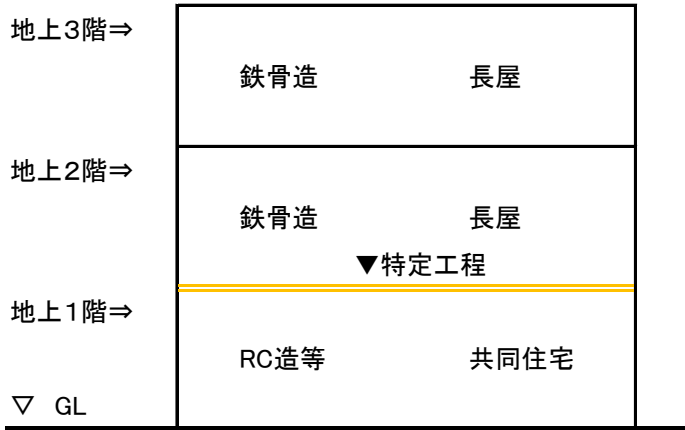
⇒中間検査の対象となります。

●考え方 【県・3市の告示】に該当します。

■例03 図のようなビルを新築または改築する計画

⇒混構造のパターン

【条件設定: 以下の諸元とした場合】



◎階数 3以上

◎構造 鉄骨造 + RC造等

◎用途 すべて対象用途
(鉄骨造で長屋、または
RC造等で共同住宅)

▼特定工程 2階の床及びはりに関する
配筋やPC部材の取付け等がある

⇒中間検査の対象となります。

●考え方

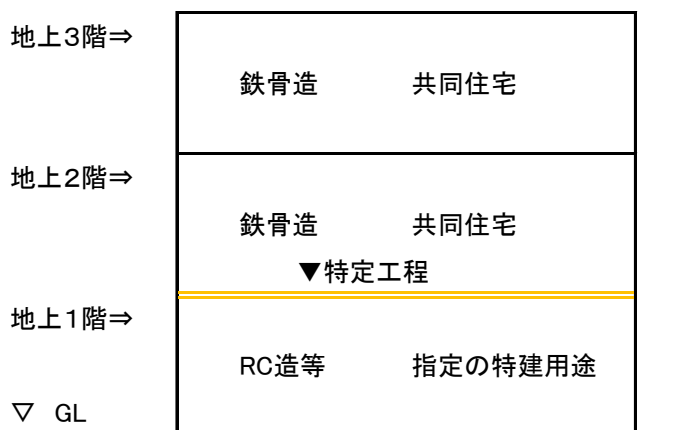
【法定】に該当します。

なお、「鉄骨造」の「1階の建て方」が無い場合、【県・3市の告示】は適用されません。

■例04 図のようなビルを新築または改築する計画

⇒混構造のパターン

【条件設定: 以下の諸元とした場合】



◎階数 3以上

◎構造 鉄骨造 + RC造等

◎用途 すべて対象用途
(鉄骨造で共同住宅、または
RC造等で指定の特殊建築物の用途)

▼特定工程 2階の床及びはりに関する
配筋やPC部材の取付け等がある

⇒中間検査の対象となります。

●考え方

【法定: 3階以上、共同住宅の用途を有する、RC造等の特定工程がある】に該当し、

【県・3市の告示: 3階以上、指定の特殊建築物の用途を有する、RC造等の特定工程がある】にも
該当します。

なお、中間検査は、【法定】の「▼特定工程」のみを対象として行います。

■例05 図のようなビルを新築または改築する計画

⇒地上部分が2階までのパターン



●考え方 【法定】に該当します。

【条件設定:以下の諸元とした場合】

◎階数 地下1階、地上2階、全体では3以上

◎構造 RC造等

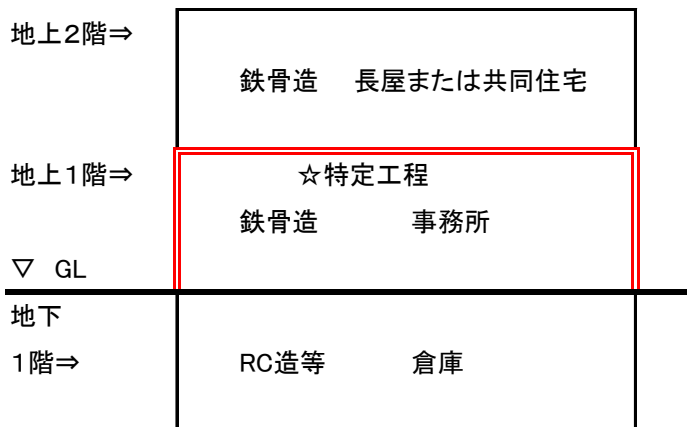
◎用途 一の建築物として、
対象用途を一部有している
(RC造等で、共同住宅)

▼特定工程 2階の床及びはりに関する
配筋やPC部材の取付け等がある

⇒中間検査の対象となります。

■例06 図のようなビルを新築または改築する計画

⇒地上部分が2階までのパターン



●考え方 【県・3市の告示】に該当します。

【条件設定:以下の諸元とした場合】

◎階数 地下1階、地上2階、全体では3以上

◎構造 鉄骨造 + RC造等

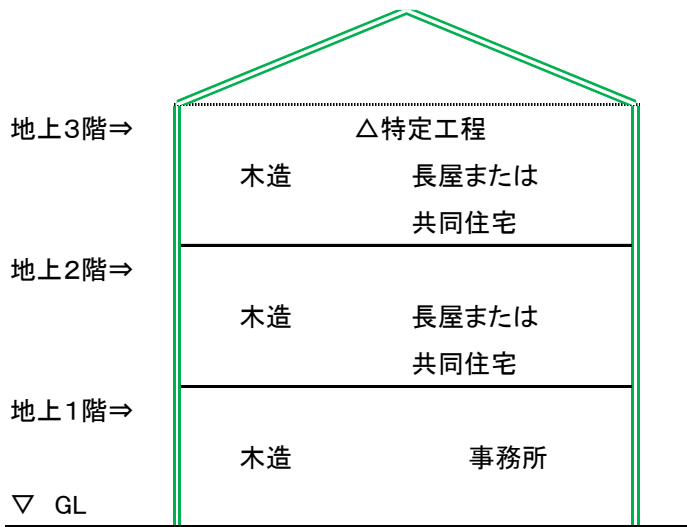
◎用途 一の建築物として、
対象用途を一部有している
(鉄骨造で、長屋または共同住宅)

☆特定工程 1階の鉄骨その他の
構造部材の建て方がある

⇒中間検査の対象となります。

■例07 図のようなビルを新築または改築する計画

⇒3階建て木造のパターン



【条件設定：以下の諸元とした場合】

◎階数 3以上

◎構造 木造

◎用途 一の建築物として、
対象用途を一部有している
(木造で、長屋または共同住宅)

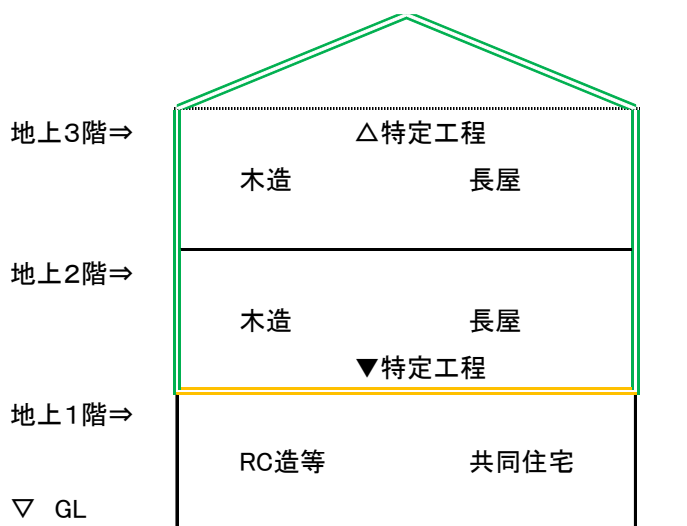
△特定工程 屋根の小屋組み及び
構造耐力上主要な軸組がある

⇒中間検査の対象となります。

●考え方 【県・3市の告示】に該当します。

■例08 図のようなビルを新築または改築する計画

⇒木造 + RC造等のパターン



【条件設定：以下の諸元とした場合】

◎階数 3以上

◎構造 木造 + RC造等

◎用途 すべて対象用途
(木造で長屋、または
RC造等で共同住宅)

△特定工程 木造に関して有り

▼特定工程 RC造等に関して有り

⇒中間検査の対象となります。

●考え方

【法定：3階以上、共同住宅の用途を有する、RC造等の特定工程がある】に該当し、

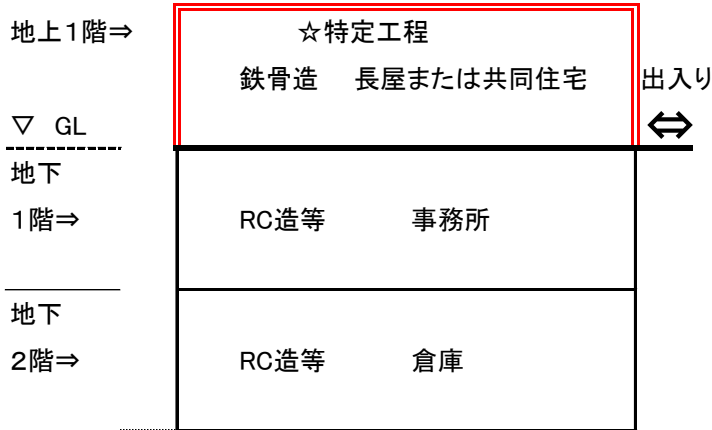
【県・3市の告示：3階以上、長屋の用途を有する、木造の特定工程がある】にも該当します。

なお、中間検査は、【法定】の「▼特定工程」のみを対象として行います。

■例09 図のようなビルを新築または改築する計画

⇒地上部分が1階までのパターン

【条件設定：以下の諸元とした場合】



◎階数 地下2階、地上1階、全体では3以上

◎構造 鉄骨造 + RC造等

◎用途 一の建築物として、
対象用途を一部有している
(鉄骨造で、長屋または共同住宅)

☆特定工程 1階の鉄骨その他の
構造部材の建て方がある

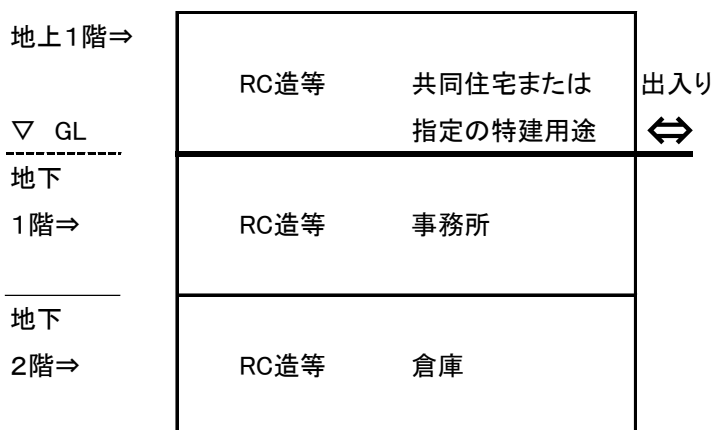
⇒中間検査の対象となります。

●考え方 【県・3市の告示】に該当します。

■例10 図のようなビルを新築または改築する計画

⇒地上部分が1階までのパターン

【条件設定：以下の諸元とした場合】



◎階数 地下2階、地上1階、全体では3以上

◎構造 RC造等

◎用途 一の建築物として、
対象用途を一部有している
(RC造等で共同住宅、または
RC造等で指定の特殊建築物)

※特定工程 該当なし

⇒中間検査の対象外です。

●考え方

【法定】について、2階の床及びはりに関する配筋やPC部材の取付け等がなく、
【県・3市の告示】についても、2階の床及びはりに関する配筋やPC部材の取付け等がないため
該当する特定工程がなく、中間検査は必要ありません。

■例11 図のようなビルを新築または改築する計画

⇒地上部分が1階までのパターン



●考え方 【県・3市の告示】に該当します。

【条件設定：以下の諸元とした場合】

◎階数 地下2階、地上1階、全体では3以上

◎構造 木造 + RC造等

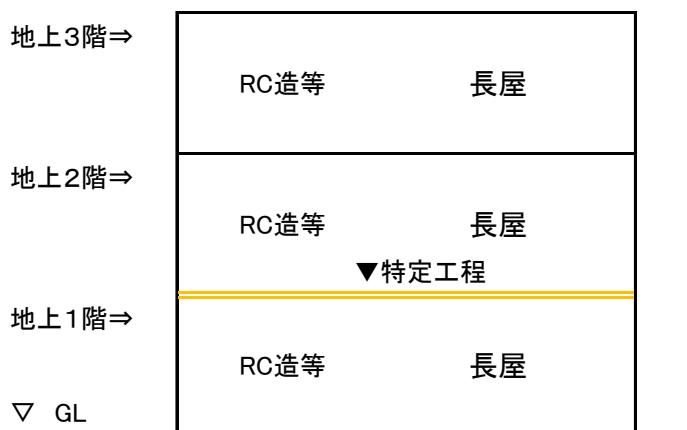
◎用途 一の建築物として、
対象用途を一部有している
(木造で、長屋または共同住宅)

△特定工程 屋根の小屋組み及び
構造耐力上主要な軸組がある

⇒中間検査の対象となります。

■例12 図のようなビルを新築または改築する計画

⇒対象となる用途が無いパターン



●考え方

【法定】について、共同住宅の用途がなく、

【県・3市の告示】についても、指定の特殊建築物の用途がないことから

中間検査の対象となる用途が存在しないため、中間検査は必要ありません。

【条件設定：以下の諸元とした場合】

◎階数 3以上

◎構造 RC造等

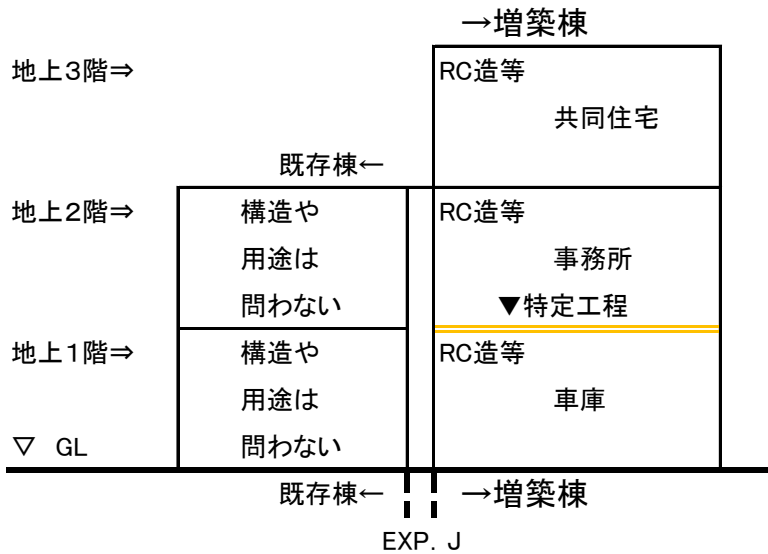
※用途 対象用途を有していない
(RC造等の場合は、共同住宅、または
指定の特殊建築物が対象用途)

▼特定工程 2階の床及びはりに関する
配筋やPC部材の取付け等がある

⇒中間検査の対象外です。

■例13 既存建築物に増築する計画

⇒EXP. Jにより、構造計画上は別棟で増築するパターン



【条件設定:増築棟を以下の諸元とした場合】

◎階数 3以上

◎構造 RC造等

◎用途 一の建築物として、
対象用途を一部有している
(RC造等で、共同住宅)

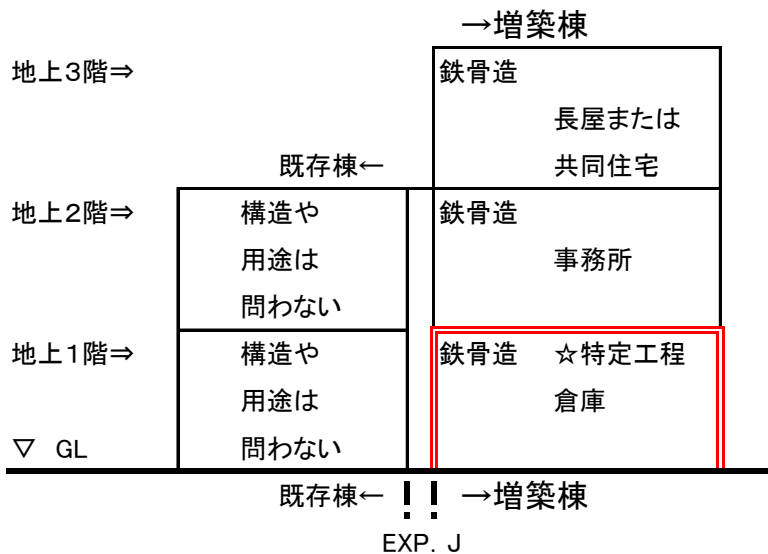
▼特定工程 2階の床及びはりに関する
配筋やPC部材の取付け等がある

⇒中間検査の対象となります。

●考え方 【法定】に該当します。

■例14 図のようなビルを新築または改築する計画

⇒EXP. Jにより、構造計画上は別棟で増築するパターン



【条件設定:増築棟を以下の諸元とした場合】

◎階数 3以上

◎構造 鉄骨造

◎用途 一の建築物として、
対象用途を一部有している
(鉄骨造で、長屋または共同住宅)

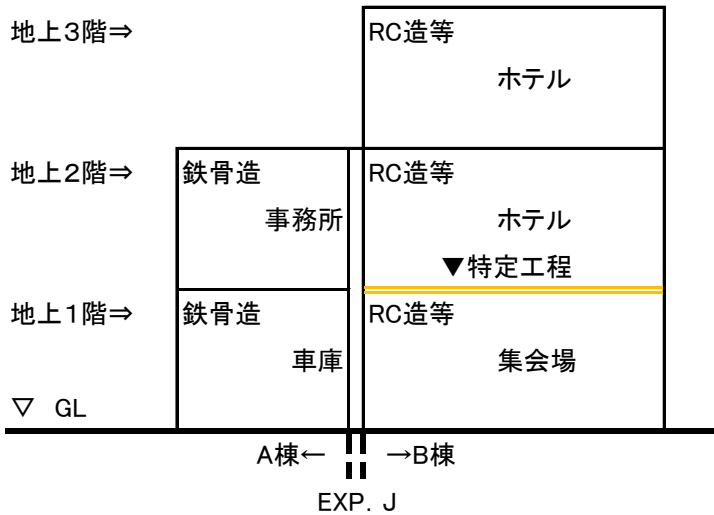
☆特定工程 1階の鉄骨その他の
構造部材の建て方がある

⇒中間検査の対象となります。

●考え方 【県・3市の告示】に該当します。

■例15 図のようなビルを新築または改築する計画

⇒EXP. Jにより、構造計画上は複数棟で構成されるパターン



【条件設定: 以下の諸元とした場合】

◎階数 3以上

◎構造 鉄骨造 + RC造等

◎用途 一の建築物として、
対象用途を一部有している
(RC造等で、指定の特殊建築物)

▼特定工程 2階の床及びはりに関する
配筋やPC部材の取付け等がある

⇒中間検査の対象となります。

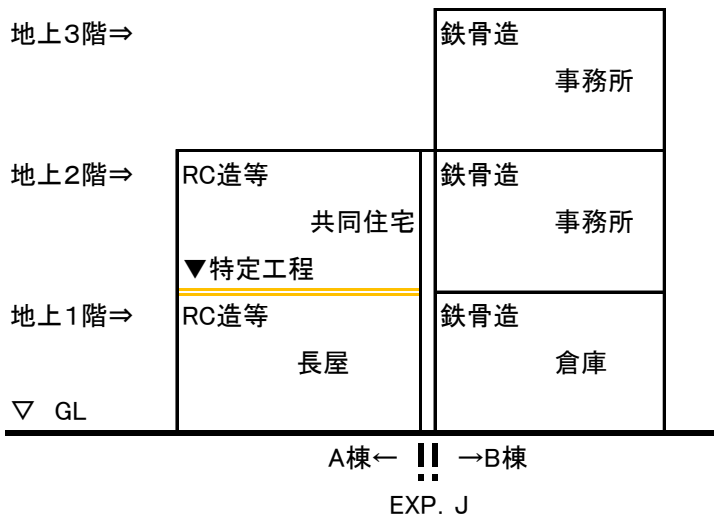
●考え方

【県・3市の告示】に該当します。

なお、「▼特定工程」の中間検査の際に、A棟についてもその時点で到達分まで検査を実施します。

■例16 図のようなビルを新築または改築する計画

⇒EXP. Jにより、構造計画上は複数棟で構成されるパターン



【条件設定: 以下の諸元とした場合】

◎階数 3以上

◎構造 RC造等 + 鉄骨造

◎用途 一の建築物として、
対象用途を一部有している
(RC造等で、共同住宅)

▼特定工程 2階の床及びはりに関する
配筋やPC部材の取付け等がある

⇒中間検査の対象となります。

●考え方

【法定】に該当します。

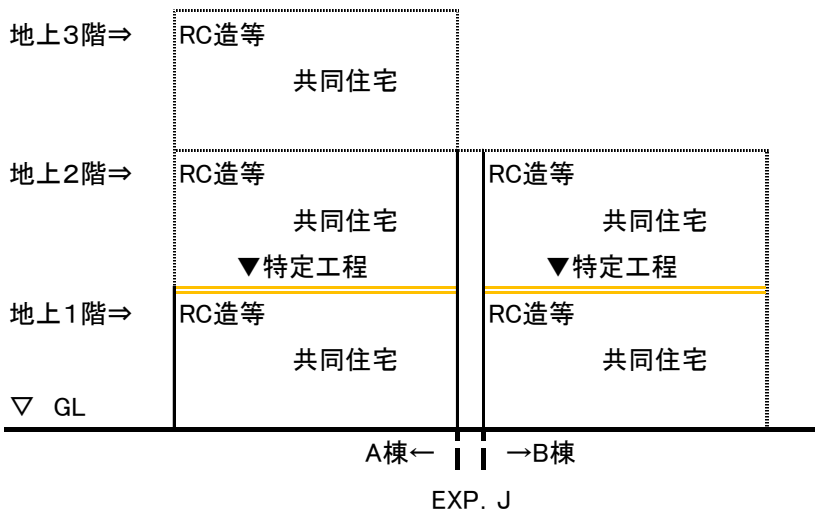
なお、「▼特定工程」の中間検査の際に、B棟についてもその時点で到達分まで検査を実施します。

■例17 図のようなビルを新築または改築する計画

⇒EXP. Jにより、構造計画上是複数棟で構成されるパターン

※同一フロアでは、A棟が先行するという前提とします。

【条件設定：以下の諸元とした場合】



◎階数 3以上

◎構造 RC造等

◎用途 すべて対象用途
(RC造等で、共同住宅)

▼特定工程 2階の床及びはりに関する
配筋やPC部材の取付け等がある

⇒中間検査の対象となります。

●考え方

【法定】に該当します。なお、法定のため

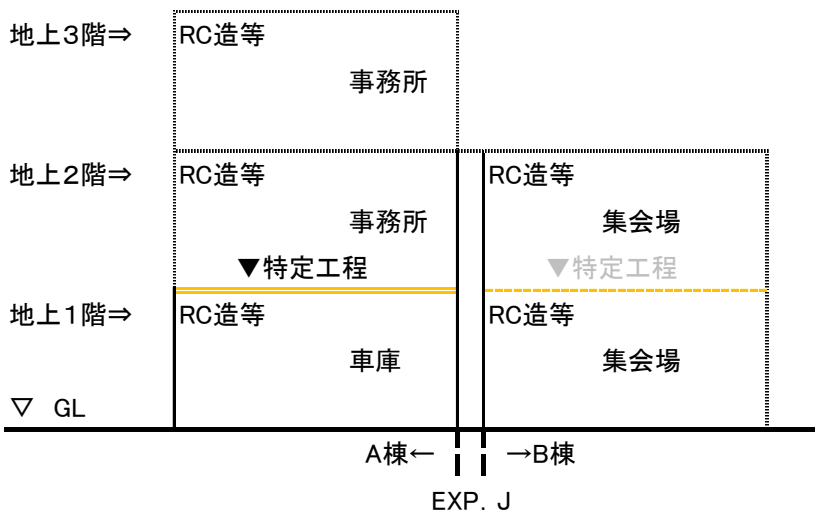
A棟の「▼特定工程」の中間検査の際に、B棟についてもその時点で到達分まで検査を実施し、その後、B棟が「▼特定工程」に到達した段階で、2回目の中間検査を実施します。

■例18 図のようなビルを新築または改築する計画

⇒EXP. Jにより、構造計画上是複数棟で構成されるパターン

※同一フロアでは、A棟が先行するという前提とします。

【条件設定：以下の諸元とした場合】



◎階数 3以上

◎構造 RC造等

◎用途 一の建築物として、
対象用途を一部有している
(RC造等で、指定の特殊建築物)

▼特定工程 2階の床及びはりに関する
配筋やPC部材の取付け等がある

⇒中間検査の対象となります。

●考え方

【県・3市の告示】に該当します。

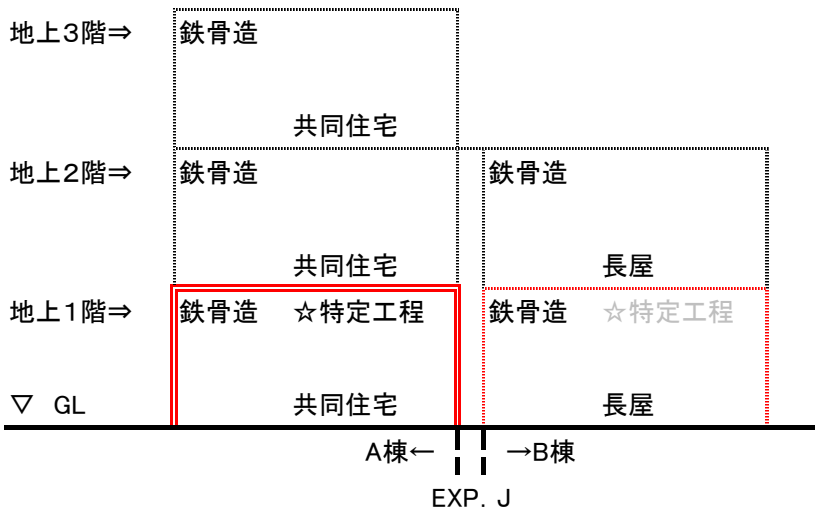
なお、A棟の「▼特定工程」の中間検査の際に、B棟についてもその時点で到達分まで検査を実施しますが、B棟は法定ではないため、その後、B棟が「▼特定工程」に到達しても、2回目の中間検査は実施しません。

■例19 図のようなビルを新築または改築する計画

⇒EXP. Jにより、構造計画上是複数棟で構成されるパターン

※同一フロアでは、A棟が先行するという前提とします。

【条件設定：以下の諸元とした場合】



◎階数 3以上

◎構造 鉄骨造

◎用途 一の建築物として、
対象用途を一部有している
(鉄骨造で、長屋または共同住宅)

☆特定工程 1階の鉄骨その他の
構造部材の建て方がある

⇒中間検査の対象となります。

●考え方

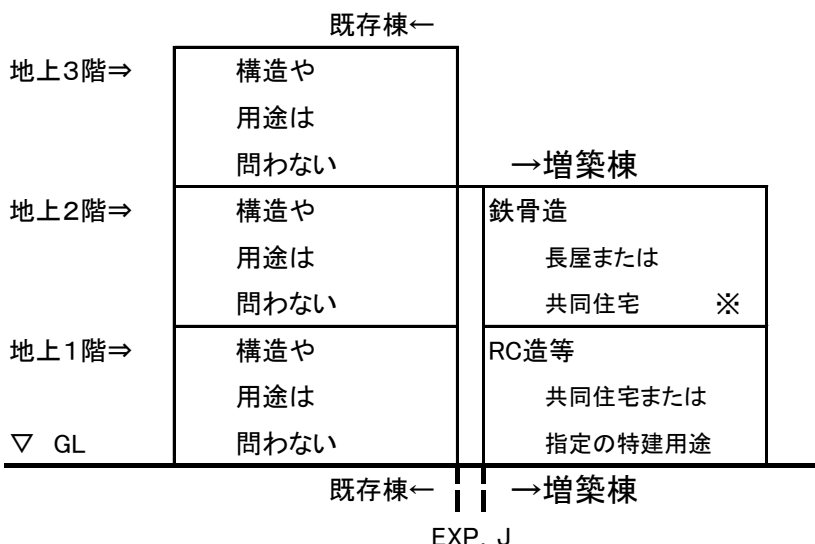
【県・3市の告示】に該当します。

なお、A棟の「☆特定工程」の中間検査の際に、B棟についてもその時点で到達分まで検査を実施しますが、B棟は法定ではないため、その後、B棟が「☆特定工程」に到達しても、2回目の中間検査は実施しません。

■例20 既存建築物に増築する計画

⇒増築棟における特定工程の有無などが焦点

【条件設定：増築棟を以下の諸元とした場合】



◎階数 3以上

◎構造 RC造等や鉄骨造

◎用途 一の建築物として、
対象用途を一部有している
(鉄骨造で長屋または共同住宅、または
RC造等で共同住宅または指定の特殊建築物)

※特定工程 なし(2階の床をデッキPLと
鉄骨梁で構成するケース)

⇒中間検査の対象外です。

●考え方

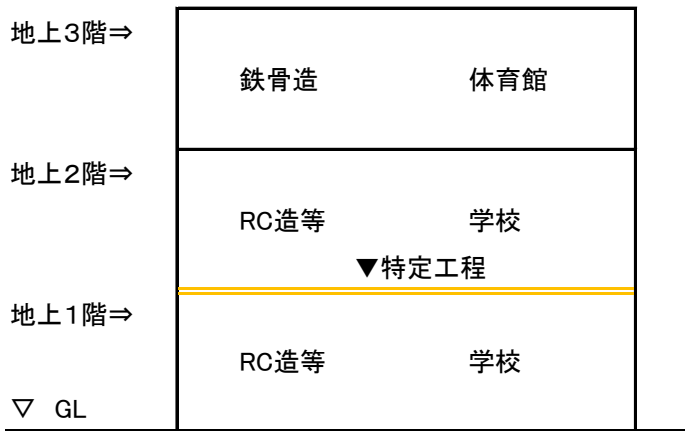
【法定】について、2階の床及びはりに関する配筋やPC部材の取付け等がなく、

【県・3市の告示】についても、2階の床及びはりに関する配筋やPC部材の取付け等や1階の鉄骨その他の構造部材の建て方がないため、中間検査は必要ありません。

■例21 図のようなビルを新築または改築する計画

⇒建築基準法第18条第2項の計画通知の場合

【条件設定：以下の諸元とした場合】



◎階数 3以上

◎構造 RC造等 + 鉄骨造

◎用途 一の建築物として、
対象用途を一部有している
(RC造等で、指定の特殊建築物)

▼特定工程 2階の床及びはりに関する
配筋やPC部材の取付け等がある

●考え方

【法定】について、共同住宅の用途がありませんが、

【県・3市の告示】については、中間検査の対象要件に該当します。

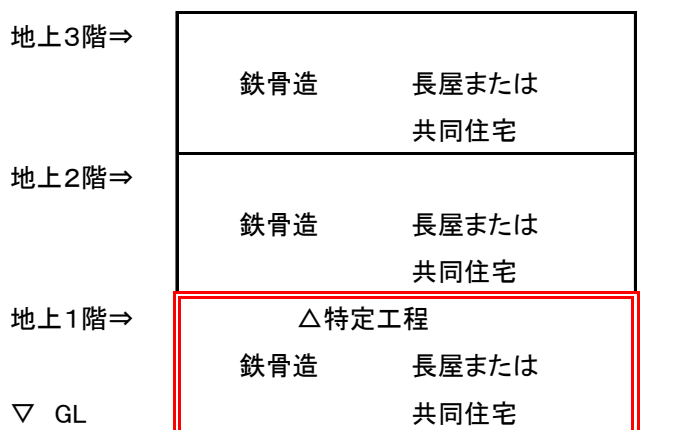
しかし、【同告示】6の適用除外の規定により、中間検査の対象外になります。

⇒中間検査の対象外です。

■例22 図のようなビルを新築または改築する計画

⇒建築基準法第68条の20が適用される
認証型式部材等及び所定の仕様で建設

【条件設定：以下の諸元とした場合】



◎階数 3以上

◎構造 鉄骨造

◎用途 すべて該当
(鉄骨造で、長屋または共同住宅)

△特定工程 1階の鉄骨その他の
構造部材の建て方がある
(認証型式部材等及び所定の仕様で建設)

●考え方

【法定】について、RC造等に該当する構造ではありませんが、

【県・3市の告示】については、中間検査の対象要件に該当します。

しかし、【同告示】6の適用除外の規定により、中間検査の対象外になります。

⇒中間検査の対象外です。